

地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（案）に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>前時代的な遺物をよくもここまで残していたか、と呆れつつ賛成します。</p> <p>この勢いで、令第 22 条の 5（出納取扱金融機関等に対する検査）の検査義務規定についても廃止を望みます。</p> <p>民間金融機関を信用ならないものとして規定している、全ての条項の廃止を進めていただきたいことでもあります。半澤直樹の世界のように、国税庁・金融庁のような強力な権限、専門知識を持ったスタッフを揃えることを地方公営企業に求めているような気がします。</p> <p>そんな地方公営企業なんて存在しないと思いますが、それなら検査なんてやる意味ないと思いませんか？</p>	御意見として承ります。	無

○提出意見数：1 件